



平成23年
6月10日(金)
第8898号

■ 目 次

ページ

告 示

○特定有害物質によって汚染されている区域の指定の一部解除(環境保全課)	2
○道路の供用開始(道路管理課)	2
○同	2
○道路の区域変更(同)	3
○同	3

公 告

○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請(NPO・ボランティア推進課)	3
○同	4
○同	4
○毒物劇物取扱者試験の実施(薬務課)	5
○土地改良区役員の就退任の届出(農村整備課)	5
○土地改良区清算人の就任の届出(同)	7

収用委員会公告

○収用の裁決手続の開始決定	8
○公示送達	16

■ 告 示

◎群馬県告示第200号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、平成22年群馬県告示第341号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の一部について、当該指定を次のとおり解除する。

平成23年6月10日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 解除する区域 邑楽郡明和町大輪667番1の一部、邑楽郡明和町入ヶ谷300番4の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称 ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

◎群馬県告示第201号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中部県民局伊勢崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年6月10日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	354号	佐波郡玉村町大字上新田912番の2地先から同郡同町大字同1116番の3地先まで	平成23年6月12日 午後3時

◎群馬県告示第202号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県西部県民局高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年6月10日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	354号	高崎市綿貫町字原北1693番の1地先から同市下齋田町字重土薬師41番の1地先まで	平成23年6月12日 午後3時